

「指定通所介護」

「指定第 1 号通所事業」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(岡山県指定 第 3372201123 号)

(赤磐市指定 第 3372201123 号)

(岡山市指定 第 3372201123 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービス又は指定第 1 号通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」又は「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について
8. 事故発生時の対応
9. 緊急時の対応
10. 第三者評価について
11. 非常災害対策について
12. 虐待の防止について

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 旭水会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県赤磐市熊崎 276 番地 1 |
| (3) 電話番号 | 086-955-9775 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 小倉 弘行 |
| (5) 設立年月 | 昭和 54 年 8 月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所 |
| | 平成 20 年 8 月 1 日指定 岡山県第 3372201123 号 |

指定第 1 号通所事業事業所

平成 30 年 4 月 1 日指定 赤磐市第 3372201123 号

令和 6 年 5 月 1 日指定 岡山市第 3372201123 号

※当事業所は「特別養護老人ホーム桃香の里」に併設されています。

- (2) 事業所の目的 要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業又は指定第 1 号通所事業を提供します。
- (3) 事業所の名称 桃香デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 岡山県赤磐市熊崎 276-1
- (5) 電話番号 086-956-6111
- (6) 事業所長（管理者）氏名 櫛下 直子
- (7) 当事業所の運営方針
- ① 当事業所は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう介護その他必要な援助を行います。
 - ② 当事業所は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう介護その他必要な援助を行います。
 - ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成 20 年 8 月 1 日
- (9) 利用定員 19 人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 赤磐市及び岡山市の区域
- (2) 営業日及び営業時間及びサービス提供時間
- ① 営業日 月曜日から金曜日。但し、年始年末の 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除きます。
 - ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
 - ③ サービス提供時間 午前 9 時 45 分から午後 4 時まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定第 1 号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	実人員	備 考
1. 事業所長（管理者）	1 名	1 名	兼務
2. 生活相談員	1 名以上	1 名	
3. 看護職員	1 名以上	1 名	兼務

4. 介護職員	2 名以上	2 名	兼務
5. 機能訓練指導員	1 名以上	名	兼務
6. 管理栄養士	1 名以上	1 名	兼務

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 時 間
1. 生活相談員	8 : 30 ～ 17 : 30
2. 看護職員	8 : 30 ～ 17 : 30
3. 介護職員	8 : 30 ～ 17 : 30
4. 機能訓練指導員	8 : 30 ～ 17 : 30
5. 管理栄養士	8 : 30 ～ 17 : 30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

- ＊ 以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割～ 7 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）

12 : 00～13 : 00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。一般浴槽で入浴が困難な方は機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤栄養改善サービス

- ・管理栄養士により、ご契約者の心身等の状況に応じて、栄養食事相談等の栄養管理を行い、低栄養状態の改善を行います。

＜サービス利用料金＞（契約書第 6 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○ 要介護認定を受けている方（1日につき）

上段（ ）内2割負担 下段（ ）内3割負担

1.ご契約者の 要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス 利用料金	5,840 円	6,890 円	7,960 円	9,010 円	10,080 円
2.うち、介護保 険から給付さ れる金額	5,256 円 (4,672 円) (4,088 円)	6,201 円 (5,512 円) (4,823 円)	7,164 円 (6,368 円) (5,572 円)	8,109 円 (7,208 円) (6,307 円)	9,072 円 (8,064 円) (7,056 円)
3.サービス利用 に係る自己負 担額 (1-2)	584 円 (1,168 円) (1,752 円)	689 円 (1,378 円) (2,067 円)	796 円 (1,592 円) (2,388 円)	901 円 (1,802 円) (2,703 円)	1,008 円 (2,016 円) (3,024 円)

※ 通所介護計画書、入浴介助を行うこととなっている場合は、1日につき 55 円(110 円)(165 円)、もしくは 40 円(80 円)(120 円)が加算されます。

※ 通所介護計画書、個別機能訓練を行うこととなっている場合は、1日につき 56 円(112 円)(168 円)と1月につき 20 円(40 円)(60 円)加算されます。

※ 通所介護計画書、栄養改善サービスを行うこととなっている場合は、月 2 回、3 ヶ月を目途として、1 回あたり 200 円(400 円)(600 円)加算されます。

※ サービスを提供する職員の内、介護福祉士の占める割合が 70%以上の場合は、1日につき 22 円(44 円)(66 円)加算されます。

※ 科学的介護推進体制加算 1 月につき 40 円(80 円)(120 円)加算されます。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）当月にご利用された介護保険対象料金分×92/1,000
ご利用のサービス利用状況によって、金額は変動します。

○ 要支援認定を受けている方（1月につき）

1.ご契約者の 要介護度	要支援 1	要支援 2
サービス 利用料金	17,980 円	36,210 円
2.うち、介護保 険から給付さ れる金額	16,182 円 (14,384 円) (12,586 円)	32,589 円 (28,968 円) (25,347 円)
3.サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	1,798 円 (3,596 円) (5,394 円)	3,621 円 (7,242 円) (10,863 円)

※ 介護予防通所介護計画書、栄養改善サービスを行うこととなっている場合は、1 月につき 200 円(400 円)(600 円)加算されます。

※ サービスを提供する職員の内、介護福祉士の占める割合が 70%以上の場合は、1 月につき要支

援 1 の方で 88 円（176 円）（264 円）、要支援 2 の方で 176 円（352 円）（528 円）加算されます。

※ 科学的介護推進体制加算 1 月につき 40 円（80 円）（120 円）加算されます。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）当月にご利用された介護保険対象料金分×92/1,000

※ 事業所評価加算として、1 月につき 120 円（240 円）（360 円）加算されます。

ご利用のサービス利用状況によって、金額は変動します。

☆ 自費利用につきましては要支援の方の日割り計算時の単位数を基準とし、その 10 割分で計算をさせていただきます。（要支援 1：590 円/日、要支援 2：1190 円/日、入浴費（希望者）：500 円/回、送迎費：30 円/km）

☆ ご契約者がまだ要介護認定及び要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

＊以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1 回あたり 660 円（昼食 510 円、おやつ 150 円）

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：レク材料費：実費（日額）（希望者のみ）

喫茶代：150 円（1 回）（希望者のみ）

お花クラブ お花代（希望者に限り実費）

③利用者及び家族の希望を受けて、営業時間外に通所介護を提供した場合の延長料金（預かりサービス）

15 分当たり 260 円 ※預かりサービス提供時に夕食を取ることを希望された場合は、夕食費として一食あたり 510 円いただきます。

④ 通常の事業実施区域外への送迎

実施地域を越えて、片道 1 キロメートル当たり 30 円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

散髪代：実費（自宅で散髪が困難な方に限り、サービス提供時間外で行います。）

おむつ代：実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

ご契約者及びご契約者のご家族（以下、ご契約者等）に対し、前月利用料金の合計額の請求書及び明細書を、当月中に郵送にて送付させていただきます。ご契約者等は、連帯して、当該合計額を下記の方法にてお支払いいただきます。

① 指定口座より引き落とし（中国銀行の口座のみ）

※別紙のお申し込み用紙にご記入していただきます。利用料金は当月 20 日に引き落としさせていただきます、それに伴う手数料は当施設が負担いたします。

② 下記指定口座への振込み

中国銀行赤磐支店 口座番号：（普） 1 3 5 6 6 1 3

口座名義：桃香デイサービスセンター 施設長 櫛下 直子

※振込手数料は、ご契約者等にご負担していただくことになりますので、ご了承ください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者等の都合により、通所介護サービス・第 1 号通所事業サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の入院・死亡等正当な事由がある場合は、この限りではありません。（※第 1 号通所事業を除く。但し食材費等自費分はお支払い頂く場合があります。）

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (20%) (30%) (自己負担相当額) 食事代：660 円

※体調不良等による利用の中止については利用日当日 8 時 30 分までにご連絡下さい。

尚、8 時 30 分以降に利用の中止を申し出られた場合は、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合と同様の金額をお支払いいただきます。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者等の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者等に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用に当たってご契約者等は下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

飲食物（あめ、ガム、キャラメル、もち類等）の持ち込みは禁止しています。また、金品、貴重品の持ち込みも禁止しています。事故等が起こった場合、事業所では責任を負いかねます。

事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の身体・財物等に悪い影響を与える危険物の持ち込みを禁止しています。

(2) 喫煙

施設において屋内原則禁煙となっております。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- ① 事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- ② 事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- ③ 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法・金額等を決定するものとします。

(4) 事業所からの申し出により契約を解除させていただく場合（契約書第 18 条参照）

- ① 契約締結時及び利用時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対し、生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 故意に法令違反その他常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込がなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となった場合
- ④ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ⑤ 正当な理由がなく、事業者若しくはサービス従事者（担当者）の指示に従えない場合
- ⑥ 契約事項・重要事項に、同意ができない、又は従えない場合、若しくは判断能力がない場合
- ⑦ 事業者又はサービス従事者に、サービスの提供内容に対し、不当な要求をする場合、若しくは、不当なクレームがなされる場合
- ⑧ 事業者又はサービス従事者にサービスの提供に対して、自己の利益を図るために脅迫行為、又は不当に金品を要求し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行う場合
- ⑨ 事業者又はサービス従業者の名誉や信用を損なう行為を行う場合
- ⑩ 事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者等に対し、性的言動により、不利益や不快感を与え、サービスの提供に害するような場合
- ⑪ サービス従業者若しくは他の利用者等に対し生命、身体に重大な影響がある感染症・伝染病他に罹っている場合
- ⑫ 身元保証人が立てられない場合
身内など身元保証人して下さる方がいらっしゃらない場合は別途ご相談させていただきます。
- ⑬ サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ⑭ 事業者又はサービス従事者に対して暴言・暴力的な行為を行う場合
- ⑮ 刺青のある場合、若しくは暴力団関係者又はそれに類する場合
- ⑯ 事業所又はサービス従事者が危険と判断したものを持ち込もうとした場合
- ⑰ 施設内において宗教活動、営利活動、賭け事、金銭の貸し借りを行った場合

7. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 社会福祉法人 旭水会 課長代理 田中 健司

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30 ～17：30

また、苦情受付ボックスを事務所受付前に設置しています。

○苦情解決責任者

〔職名〕 管理者 櫛下 直子

（2）行政機関その他苦情受付機関

市町村役場介護保険担当課	赤磐市介護保険課介護保険係 086-955-1116 岡山市役所保健福祉局介護保険課管理係 086-803-1240 岡山市役所高齢福祉部事業者指導課 086-212-1013 その他、各市町村にお問い合わせ下さい。
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17-5 電話番号 (086)223 - 8811 FAX 番号(086)223 - 9109 受付時間 8：30 ～ 17：00（但し土・日曜日、祝祭日は除く）
岡山県社会福祉協議会 （岡山県運営適正化委員会）	所在地 岡山市北区南方 2-13-1 「きらめきプラザ」内 電話番号 (086)226 - 9400（FAX 兼用） 受付時間 8：30 ～ 17：00（但し土・日曜日、祝祭日は除く）

8. 事故発生時の対応

- （1）当事業所は、ご契約者に対する指定通所介護サービス又は指定第 1 号通所事業サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、県民局、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- （2）当事業所は、ご契約者に対する指定通所介護サービス又は指定第 1 号通所事業サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講ずるものとします。
- （3）当事業所は、事故の再発防止対策を講ずるものとします。
- （4）当事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得たご契約者等の秘密を漏らしてはならず、事業所は秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずるものとします。

9. 緊急時の対応

ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、別紙『緊急時（様態急変・事故・死亡）対応フローチャート』に沿って必要な措置を講じます。

10. 第三者評価について

第三者による評価は行っていませんが、嗜好アンケートやご家族ご本人のご希望に従い適切なサービスを提供しています。

11. 非常災害対策について

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。